

評 定 書（工法等）

申込者 岡部株式会社 代表取締役 社長執行役員 河瀬 博英 様
東京都墨田区押上2-8-2

株式会社タツミ 代表取締役社長 山口 紳一郎 様
新潟県見附市芝野町1232-1

件名 テックワン P3プラス 柱脚工法

令和6年5月17日付けで評定の申し込みのあった上記の件について、下記のとおり、評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日より令和11年7月30日までとします。

令和6年7月31日



記

1. 評定申込事項

本件の対象建築物は、3階建て以下（軒の高さ31m以下、建築物の高さ31m以下、延べ面積3000m²以下）の木造建築物であり、その構造形式は柱脚に特殊金物（以下「柱脚金物」という。）を用いた木造軸組構法（建築基準法施行令（以下「令」という。）第3章第3節）である。

本件は、当該柱脚部における基礎柱型、アンカーボルト及び柱脚金物で構成された接合部（以下「テックワン P3プラス 柱脚工法」という。）の構造耐力性能及び構造設計方法に関する評定である。ただし、建物全体の挙動、柱脚接合部以外の接合部並びに部材の応力検討については、評定対象外としている。

- ①柱脚金物の構造耐力性能
- ②柱と柱脚金物の接合部性能（柱木口と柱脚金物の支圧力）
- ③アンカーボルトと基礎の応力伝達（基礎梁は評定対象外）

2. 区分

更新

3. 評定をした工法等の内容

別紙1及び別紙2のとおり

4. 評定の内容

（1）方法

本評定は、木質構造評定委員会（委員長：安村 基）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。